

法令手続きの経緯

H29年 1月	市商工観光課が説明を受ける
H29年 2月	地元説明会開催
H29年 2月	環境影響評価方法書提出
H29年 5月	環境影響評価方法書市長意見提出
H30年 3月	公聴会
H30年 9月	環境影響評価準備書提出
H30年 9月	公聴会
H30年 11月	環境影響評価準備書市長意見提出
H31年 4月	環境影響評価書提出
R元年 7月	土地利用承認

御前崎港の約5.3haに75メガの発電施設（13万世帯分）を建設し、再生可能エネルギーの電力を供給します。全量バイオマスで化石燃料を混焼することはありません。主に木質ペレットやパーム椰子殻、県内の間伐材、林地残材などを燃料として利用し、県内林業活性化に寄与したいと考えます。景観などの環境に配慮し、むき出しとならぬよう覆う外観とします。また、材料倉庫へ保管し、粉塵やその他周辺の企業に迷惑がからないよう配慮します。

現在、発注に向け準備をしており今年の後半にプラント発注、令和3年に着工し令和5年運転開始をしたいと考えております。

産業廃棄物処理対策等調査 特別委員会

令和元年8月26日に委員会を開催し、「議案第8号」について委員会で採決し可決されました。開催した委員会の概要は次のとおりです。

【議案第8号】御前崎市における産業廃棄物処理施設の設置についての住民投票に関する条例の制定について

6月27日 条例制定請求人の意見陳述について、陳述人は2名、陳述時間は10分以内となりました。提案者（市長）への質疑は、財産区管理者ではなく、市長の立場で答弁を求めることにしました。また、これからの委員会をCATVで公開することにしました。

7月8日 条例制定請求人（2名）による意見陳述後、市長への質疑では、土地賃貸借契約に至った経緯及びこの事業に対する市長の基本的な考え方に対する質疑・応答がありました。

7月19日 住民投票制度、環境アセスメントのあらまし、財産区の権能について議論しました。

7月26日 住民投票制度の対象となるか、ダイオキシンなどの公害、推進協議会の状況、土地賃貸借契約などについて議論しました。

8月2日 住民投票条例案の市長意見に記載された課題について、総務課に説明を求めました。質疑に入る前に除斥について発言がありました。その後条例案を条文毎に審議しました。

8月16日 委員6名から条例案の修正案が提出され、代表者に対し

て質疑を行いました。市長の行動、投票率、公職選挙法、投票の選択肢について議論しました。

8月26日 委員6名から新たな修正案が提出され、代表者に対して質疑を行いました。質疑後に、修正案について採決を行い、賛成多数で可決しました。また、修正議決した部分を除く原案についても採決を行い、賛成多数で可決しました。

御前崎市における産業廃棄物処理施設の設置についての 住民投票に関する条例（抜粋）

（令和元年9月6日条例第7号）

（目的）

第1条 この条例は、御前崎市池新田地区に計画されている産業廃棄物処理施設（以下「産廃施設」という。）の設置について、市民の賛否の意思を明らかにすることを目的とする。

（住民投票）

第2条 前条の目的を達成するため、産廃施設の設置に対する賛否について、市民による投票（以下「住民投票」という。）を行う。

2 住民投票は、市民の自由な意思が反映されるものでなければならない。

（住民投票の実施とその措置）

第3条 住民投票は、本条例の施行の日から4か月以内に、これを実施するものとする。

2 市長は、地方自治の本旨に基づき住民投票における有効投票の賛否のいずれか過半数の意思を尊重するものとする。

（住民投票の執行）

第4条 住民投票は、公正を期すために市長が執行する。

2 市長は、地方自治法第180条の2の規定に基づき、協議により、その権限に属する住民投票の管理及び執行に関する事務を御前崎市選挙管理委員会（以下「選挙管理委員会」という。）に委託することができるものとする。 以下略